

第一号議案

公益社団法人神奈川県看護協会定款変更（案）

第一号議案 公益社団法人神奈川県看護協会定款の一部変更(案)について

提案理由 総会の招集通知及び議決権行使の手続き、総会及び理事会議事録の作成等について、事務の効率化を図る観点から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)に規定する電磁的方法等を導入するもの。また、総会招集通知の期日についても法人法の規定に合わせ変更することを提案する。

改正内容 対照表のとおり

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(通常総会及び臨時総会)</p> <p>第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。</p> <p>2 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。</p> <p>3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、総会員の10分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び内容を、開催<u>2週間前</u>までに、書面又は電磁的方法により会員に通知しなければならない。</p> <p>(書面等による議決および委任)</p> <p>第17条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により、議決権を行使し又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 この場合において、前2条の規定の適用については、当該会員は総会に出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。</p> <p>2 議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は電子署名をしなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(通常総会及び臨時総会)</p> <p>第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。</p> <p>2 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。</p> <p>3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、総会員の10分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び内容を、開催<u>30日前</u>までに、書面により会員に通知しなければならない。</p> <p>(書面による議決等)</p> <p>第17条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 この場合において、前2条の規定の適用については、当該会員は総会に出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(議事録)</p> <p>第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、<u>書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。</u></p> <p>2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印<u>又は電子署名をしなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この定款は、平成28年6月17日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この定款は、令和元年6月21日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この定款は、令和6年6月21日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(議事録)</p> <p>第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この定款は、平成28年6月17日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この定款は、令和元年6月21日から施行する。</p>